

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合告示第13号

## 公 告

ごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので公告します。

令和7年6月27日

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合  
管 理 者 結 城 裕

## 1. 目 的

廃棄物処理施設建設工事の品質確保を図るためには、品確法基本方針に定められているとおり、同工事に関する設計施工監理業務の品質を確保することが重要となっています。

なお、「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」においては、技術力の評価に重きを置いてコンサルタントを公募し選定する方式として、公募型のプロポーザル方式の実施が推奨されています。

このことから、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合（以下「組合」という。）は、より良いエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設（以下「ごみ処理施設」という。）整備を図るため、同施設の設計施工監理業務委託の受注者選定については、公募型プロポーザル（総合評価型）（以下「公募型プロポーザル」という。）により実施するものです。

## 2. 公募型プロポーザルの概要

「公募型プロポーザル」とは、ごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理に関する同種業務の実績を有するコンサルタント（以下「技術提案者」という。）より、幅広い知識及び高度な専門能力に基づく技術提案書を求め、その中から、技術的に最も優秀な者を契約の相手方として特定する方式をいう。

## 3. 業務の概要

### （１）業務の概要

本業務は、ごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理の業務を行うものである。

### （２）業務委託名

ごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理業務委託

### （３）施行地

山形県最上郡舟形町大字堀内字ユスナゴ 地内

### （４）業務の内容及び成果品

ごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理業務委託仕様書（案）及びごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理業務委託設計書（案）による。

### （５）履行期間

履行期間は、契約締結日から令和１１年 ６月３０日までとする。

### （６）業務量の目安等

本業務委託の予定価格は、６０，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）としている。また、各会計年度の支払限度額は、予定価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に、当該会計年度の支払限度割合を乗じた金額とする。

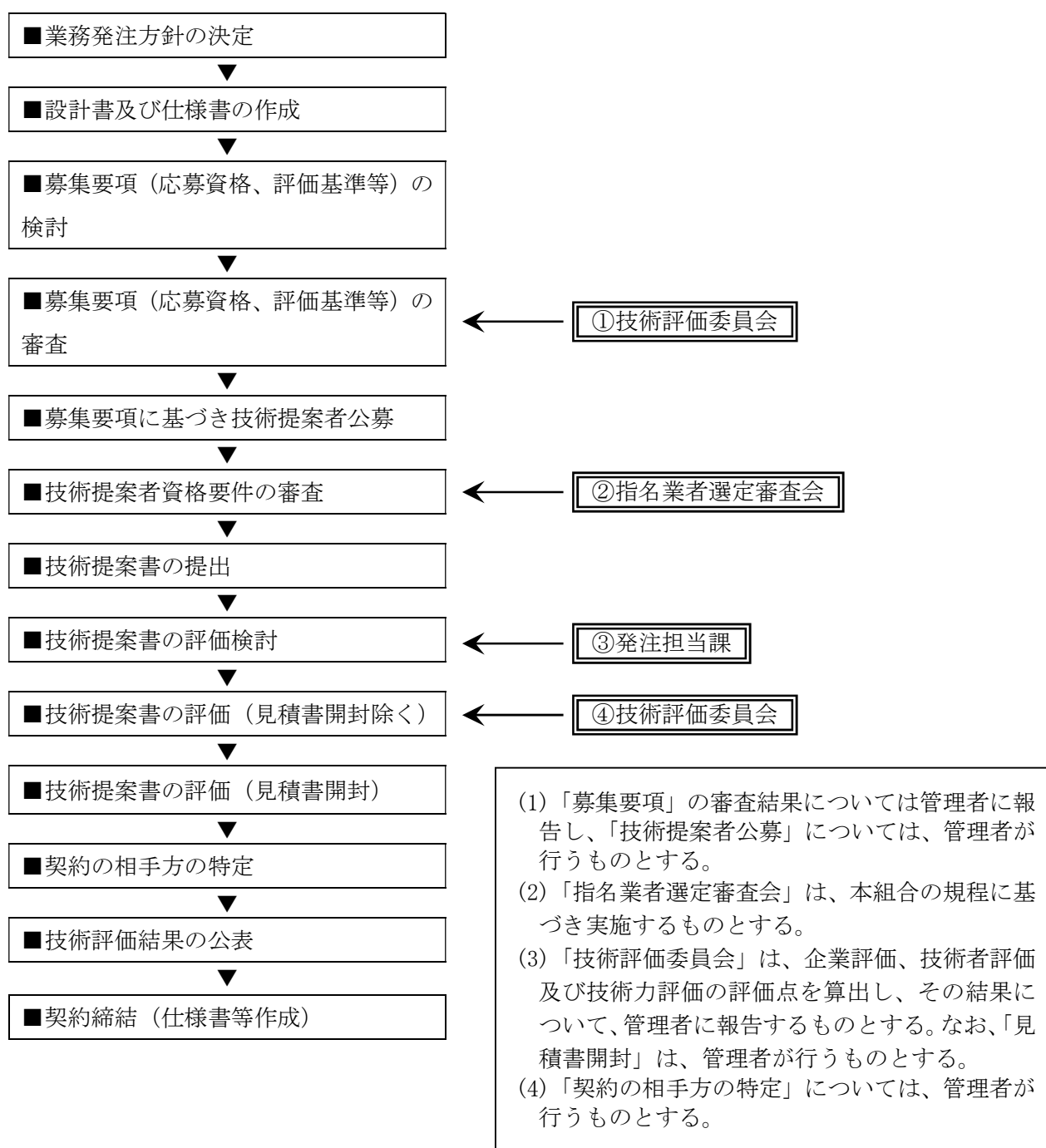
なお、支払限度割合は次のとおりとし、詳細は、契約時に協議するものとする。

|           |       |
|-----------|-------|
| 令和 7 年度   | 0 %   |
| 令和 8 年度   | 3 0 % |
| 令和 9 年度   | 3 0 % |
| 令和 1 0 年度 | 2 0 % |
| 令和 1 1 年度 | 2 0 % |

#### 4. 契約締結までの流れ

公募型プロポーザルの選定フローは、以下のとおりである。

技術評価委員会の委員は、事務局長、管理課長、上下水道課長、尾花沢市環境エネルギー課長及び大石田町まちづくり推進課長をもって組織する。



## 5. 契約締結までの日程

|                  |      |           |
|------------------|------|-----------|
| (1) 公告           | 令和7年 | 6月27日     |
| (2) 質問の受付期限      | 令和7年 | 7月 9日     |
| (3) 質問回答日        | 令和7年 | 7月15日     |
| (4) 資格審査申請書提出期限  | 令和7年 | 7月24日     |
| (5) 資格要件の審査結果通知  | 令和7年 | 7月30日以降   |
| (6) 技術提案書の提出期限   | 令和7年 | 8月 8日     |
| (7) 契約の相手方の特定    | 令和7年 | 8月27日（予定） |
| (8) 契約締結（仕様書等作成） | 令和7年 | 9月 2日（予定） |

## 6. 応募資格

本業務の技術提案者は、次に掲げる応募資格要件をすべて満たし、かつ、指名業者選定審査会の審査を受けなければならない。

### (1) 応募資格要件

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②資格審査申請書提出日から契約の相手方の特定日までの期間中に、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事等請負業者指名停止要綱（以下「指名停止要綱」という。）の規程に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ③本組合の令和7・8年度入札参加資格者名簿（令和9年5月31日まで有効）に登録されている者であること。
- ④納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑤下記の各法律の規定による各申立てがなされていない者であること。
  - ア．破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立て
  - イ．会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の事例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）
  - ウ．民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- ⑥建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規

定による登録を有し、かつ、廃棄物部門に登録を有する者であること。

⑦建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑧技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（衛生工学部門）の資格を有し、かつ、過去10年間に於いて、循環型社会形成推進交付金（この交付金に限る）による「エネルギー回収型廃棄物処理施設（エネルギー回収推進施設又は高効率ごみ発電施設を含む）・マテリアルリサイクル推進施設 交付対象二事業同一敷地内同時期施工事業（ただし、建築物を含む新設又は更新に限る）」設計施工監理業務の業務実績（実施中を含む）を有する者を管理技術者に配置すること。

⑨技術士法に定める技術士（衛生工学部門）の資格を有し、かつ、過去10年間に於いて、循環型社会形成推進交付金（この交付金に限る）による「エネルギー回収型廃棄物処理施設（エネルギー回収推進施設又は高効率ごみ発電施設を含む）・マテリアルリサイクル推進施設 交付対象二事業同一敷地内同時期施工事業（ただし、建築物を含む新設又は更新に限る）」設計施工監理業務の業務実績（実施中を含む）を有する者を照査技術者に配置すること。

⑩⑧及び⑨のほか、主担当技術者、プラント電気担当技術者及び建築担当技術者を配置すること。

⑪⑧、⑨及び⑩に掲げる配置技術者は、応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3カ月を経過していなければならない。

⑫暴力団排除に関する誓約書を提出していること。

⑬募集要項の公表期間内に募集要項データを収納したCD-Rを購入していること。

## 7. 募集要項について

募集要項は、技術提案書を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。なお、本組合が今後配布する資料及び質問回答書は、募集要項と一体のものとし、募集要項を補完・修正するものである場合には、募集要項より優先するものとする。

### （1）事務局

本業務委託の技術提案者を公募するにあたっての事務局は、以下のとおりとする。

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 環境衛生課

郵便番号：999-4555

住所：山形県尾花沢市大字毒沢地内（環境衛生センター）

TEL : 0 2 3 7 - 2 5 - 2 7 3 7

FAX : 0 2 3 7 - 2 5 - 2 3 5 9

E-mail : eiseika@city.obanazawa.yamagata.jp

ホームページ : <https://www.kankyo-e.net/>

(2) 募集要項の公表

①公表期間：公告日から令和7年 7月24日まで

②公表方法：データを収納したCD-Rを事務局で販売する。

(3) 募集要項説明会

説明会は実施しない。

(4) 募集要項に対する質問回答

募集要項の内容に対する質問を、次のとおり受付ける。

①受付期間：公告日から令和7年 7月 9日まで

②提出方法：質問のある者は、【様式－1】に、その内容を簡潔に記載し、受付期間中に事務局宛に電子メールにて送信すること（メール件名：ごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理業務委託 募集要項質問提出）。持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質疑は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。事務局は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

③質問回答：令和7年 7月15日に電子メールにて回答する。ただし、質問提出者名の公表はしない。

(5) 既存施設の現場確認

既存施設状況の確認を次のとおり受け付ける。

①期間：公告日から令和7年 8月 8日（土日祝日は除く）まで

②時間：午前（9：00～12：00）、午後（1：00～4：00）

③申込方法：【様式－2】に記載し、電子メールにて送信すること（メール件名：ごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理業務委託 現場確認申込）。申込は本組合からのメールでの回答をもって完了するものとする。また、原則として、希望日の2日前までに送信すること。

④申込先：事務局

⑤その他：複数回の現場確認も可とする。申込希望日が重なった場合、本組合の都合等で確認できない場合などは、調整を行うものとする。

## 8. 応募資格要件の審査

技術提案を行おうとする技術提案者（以下「応募者」という。）は、応募に関する資格要件の審査申請書類を事務局に提出し、資格の有無について審査を受けるもの

とする。

#### (1) 資格審査申請書類の構成

資格審査申請書類の構成は、次のとおりとする。

##### ①資格審査申請書【様式－３】

ア．法人税、消費税及び地方消費税（未納額なし証明書）の写しを添付すること。

イ．暴力団排除に関する誓約書【様式－４】を添付すること。

##### ②配置技術者調書【様式第５号】

各技術者間での兼務はできない。各技術者については、１名とする。

ア．技術士登録証明書の写しを添付すること。また、技術者の直接的かつ恒常的雇用関係を証明する書類として、健康保険被保険者証（写し）又は雇用保険被保険者証（写し）のいずれかを添付すること。

イ．応募資格要件にある業務実績を証明できる書類として、契約書（写し）、仕様書（写し）及びその他証明書類（写し）を添付すること。

なお、様式への記載については、６．（１）⑧から⑪に示す、応募資格要件を満たすために必要な最低限の内容とし、応募資格要件に必要な部分以外の部分は、空欄でよい。

#### (2) 資格審査申請書類の提出期間・提出方法

①提出期間：公告日から令和７年 ７月２４日まで

②受付時間：午前９時から午後５時（ただし、正午から午後１時まで及び、土日祝日を除く。）

③提出方法：提出期間中に事務局へ持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）すること。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

なお、提出部数は、正１部とする。

④留意事項：資格審査申請書類中、応募資格要件にある業務実績を証明できる書類に不足がある場合は、追加の証明書類（写し）の提出を求めるものとする。

#### (3) 資格審査基準日

「６．（１）」に掲げる応募資格要件の資格審査基準日は資格審査申請書類の提出日とする。

#### (4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、令和７年 ７月３０日以降に応募者に対し、資格審査結果通知書により通知する。また、応募資格が認められなかった者には、理由を付して通知する。

#### (5) 応募資格が認められなかった理由の説明要求及び回答

資格審査の結果、応募資格が認められなかった応募者は、その理由について、

本組合が通知した日から起算して3日以内（土日祝日は除く）に書面（任意様式）により説明を求めることができる。本組合は応募資格が認められなかった理由を、当該請求を行った応募者に対し、速やかに書面により通知する。

#### （6）応募資格の喪失

資格審査の結果、応募資格有と認められた応募者が、資格審査後から契約の締結までの期間に、応募資格要件を欠くような事態が生じた場合及び各提出書類に虚偽の記載をしたと認められた場合には、同応募者の応募資格を取り消す。

#### （7）応募者が1者のみの取扱い

応募者が1者である場合も、資格審査を行い、技術提案を求め、評価作業を行うものとする。

### 9. 技術提案書の作成

「8.（4）」の通知により応募資格有と認められた技術提案者は、次の事項に留意し技術提案書を作成するものとする。

#### （1）技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、表1に示す様式（様式－6～14、A4版）に提案内容を記載し作成するものとする。なお、技術提案書について、業務実績等が無い場合であっても、「該当なし」と記載し提出すること。

表1 技術提案書様式

| 提出書類              | 留意事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 技術提案書<br>【様式－6】   | 提出者は、契約に関する委任行為がなされている場合、支店長等名とすること。以下の様式についても同様とする。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 会社の業務実績<br>【様式－7】 | 会社における、本組合での過去10年間の一般廃棄物関係業務実績（実施中を含む）件数を記載すること。<br>一般廃棄物関係業務とは、一般廃棄物に関する業務をいう。<br>件数については、1契約1件とする。<br><br>会社における過去10年間の同種業務実績（実施中を含む）件数を記載すること。<br>同種業務とは、循環型社会形成推進交付金（この交付金に限る）による「エネルギー回収型廃棄物処理施設（エネルギー回収推進施設又は高効率ごみ発電施設を含む）・マテリアルリサイクル推進施設 交付対象二事業同一敷地内同時期施工事業（ただし、建築物を含む新設又は更新に限る）」設計施工監理業務（実施中を含む）をいう。 |
| 技術者の配置<br>【様式－8】  | 配置する技術者について記載すること。別添様式の在籍証明書添付のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                            |



|                       |                                                                                                     |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配置技術者の業務実績<br>【様式－ 9】 | 配置技術者における過去 10 年間の同種業務実績（実施中を含む）件数を記載すること。<br>同種業務実績件数の詳細については、【様式－ 7】における留意事項に同じ。A 4 版で枚数の制限なしとする。 |
| 業務実施体制<br>【様式－ 10】    | 業務実施体制について、具体的に記載すること。A 4 版 2 枚以内とする。                                                               |
| 業務実施工程<br>【様式－ 11】    | 業務実施工程について、具体的に記載すること。A 4 版 2 枚以内とする。                                                               |
| 技術提案 1<br>【様式－ 12】    | 評価テーマ 1 に対する技術提案として、具体的に記載すること。A 4 版 4 枚以内とする。                                                      |
| 技術提案 2<br>【様式－ 13】    | 評価テーマ 2 に対する技術提案として、具体的に記載すること。A 4 版 2 枚以内とする。                                                      |
| 見積書<br>【様式－ 14】       | 技術提案者は、本業務に係る見積書（内訳書添付）を封筒に封印し提出すること。<br>別添で添付する内訳書について、技術提案により費目を追加した場合は、年度別に、提案内容に基づいた内容とする。      |

## （２）作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

## （３）作成部数等

- ① 正 1 部
- ② 副 6 部（様式－ 14 を除く）
- ②副のうち、様式－ 6 及び様式－ 8 の別添様式については、①正の写し（モノクロ印字）での提出を可とするが、それ以外の様式で、①正でカラー印字されている書類は、カラー印字での提出とすること。

## 10．技術提案書の提出期間・提出方法

- ①提出期間：資格審査結果通知日から令和 7 年 8 月 8 日まで
- ②受付時間：午前 9 時から午後 5 時（ただし、正午から午後 1 時まで及び土日祝日を除く。）
- ③提出方法：提出期間中に事務局へ持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）すること。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。
- ④辞退届：技術提案を辞退する場合は、書面（任意様式）により辞退届を提出すること。提出期間等については、①から③と同様とする。

## 1 1. 技術提案書の評価基準・評価方法

### (1) 評価基準について

技術提案書の評価項目及び配点は、表2に示すとおりとする。また、見積価格技術評価点を除き、評価点を算出する方法として、表3に示すとおり、評価ランクに応じた評価係数を設けることとする。

### (2) 評価ランクの決定について

表3に示す、見積価格技術評価点を除いたAからEまでの評価ランクについては、技術評価委員会が技術提案書の内容を審査・評価し、評価項目ごとに評価ランクを決定するものとする。

### (3) 評価点の算出方法

技術評価委員会は、上記(2)の審査・評価を経て、表2に示すとおり、配点(イ)に評価係数(ロ)を乗じて、評価項目ごとに各評価点を算定する。なお、見積書開封は、企業評価、技術者評価及び技術力評価における評価点算出後、管理者が行うものとし、見積金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)が、「3.

(6)」に示す予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の範囲内であることを確認後、次の算出方法により、見積価格を技術評価点とする。

$$\text{見積価格技術評価点} = 10 \text{ 点} \times (\text{最低見積価格} / \text{見積価格})$$

ただし、見積価格技術評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位とする。

### (4) 技術点の算出方法

技術評価委員会は、上記(3)により算定した各評価点を合計して、技術点を算出する。

### (5) 失格について

技術提案書に記載する事項について、虚偽記載をした技術提案者及び「3.(6)」に示す予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を超える見積書を提出した技術提案者は、失格とする。

表２ 評価項目及び配点

| 技術評価           | 評価項目           |                         | 評価の視点                        | 評価指標                        | 配点<br>(イ) | 評価係数 (ロ)          |           |           |           |           | 評価点<br>(イ)<br>×<br>(ロ) |         |
|----------------|----------------|-------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------------|---------|
|                |                |                         |                              |                             |           | A<br>1.00         | B<br>0.75 | C<br>0.50 | D<br>0.25 | E<br>0.00 |                        |         |
| ① 企業評価         | 業務実績 (その１)     |                         | 当該業務分野で、本組合での会社としての業務実績は多いか  | 過去１０年間の一般廃棄物関係業務の実績の数 (本組合) | 6         |                   |           |           |           |           |                        | 様式- 7   |
|                | 業務実績 (その２)     |                         | 当該業務分野で、東北管内での会社としての業務実績は多いか | 過去１０年間の同種業務の実績の数 (東北管内)     | 4         |                   |           |           |           |           |                        | 様式- 7   |
|                | 業務実績 (その３)     |                         | 当該業務分野で、全国での会社としての業務実績は多いか   | 過去１０年間の同種業務の実績の数 (全国)       | 2         |                   |           |           |           |           |                        | 様式- 7   |
|                | ①小計            |                         |                              |                             | 12        |                   |           |           |           |           |                        |         |
| ② 技術者評価        | 業務実績           | 管理技術者                   | 当該業務分野での業務実績は多いか             | 過去１０年間の同種業務の個人業務実績の数        | 2         |                   |           |           |           |           |                        | 様式- 9   |
|                |                | 照査技術者                   | 同上                           | 同上                          | 2         |                   |           |           |           |           |                        | 様式- 9   |
|                |                | 主担当技術者                  | 同上                           | 同上                          | 2         |                   |           |           |           |           |                        | 様式- 9   |
|                |                | プラント電気担当技術者             | 同上                           | 同上                          | 2         |                   |           |           |           |           |                        | 様式- 9   |
|                |                | 建築担当技術者                 | 同上                           | 同上                          | 2         |                   |           |           |           |           |                        | 様式- 9   |
|                | ②小計            |                         |                              |                             | 10        |                   |           |           |           |           |                        |         |
| ③ 技術力評価        | 業務実施体制         |                         | 良好な成果が期待できるか                 | 特徴及び意欲                      | 18        |                   |           |           |           |           |                        | 様式- 1 0 |
|                | 業務実施工程         |                         | 良好な成果が期待できるか                 | 各業務間の整合性                    | 8         |                   |           |           |           |           |                        | 様式- 1 1 |
|                | 技術提案１ (評価テーマ１) |                         | 評価テーマ１に対する技術提案               | 技術提案１の的確性                   | 24        |                   |           |           |           |           |                        | 様式- 1 2 |
|                | 技術提案２ (評価テーマ２) |                         | 評価テーマ２に対する技術提案               | 技術提案２の的確性                   | 18        |                   |           |           |           |           |                        | 様式- 1 3 |
|                | ③小計            |                         |                              |                             | 68        |                   |           |           |           |           |                        |         |
| ④ 見積価格         |                | 見積価格を右記の算出方法により技術評価点とする |                              |                             | 10        | 10× (最低見積価格/見積価格) |           |           |           |           |                        | 様式- 1 4 |
| ①+②+③+④ 技術点 合計 |                |                         |                              |                             | 100       |                   |           |           |           |           |                        |         |

表３ 評価係数について

| 評価ランク | 評 価                    | 評 価 係 数 |
|-------|------------------------|---------|
| A     | 優秀である・高度の能力を有している      | 1.00    |
| B     | 満足できる・十分な能力を有している      | 0.75    |
| C     | 平均的である・特に不満点はない        | 0.50    |
| D     | 物足りなさを感じる・能力が若干乏しい     | 0.25    |
| E     | まったく満足できない・任せることが不安である | 0.00    |

## 1 2. 契約の相手方の特定

管理者は、技術提案者のうち「1 1. (4)」により算定された技術点の合計点数が、最も高い者を契約の相手方として特定する。

## 1 3. 技術評価結果の公表

### (1) 技術評価結果の公表について

契約の相手方の特定後、技術評価結果については、速やかに公表するとともに、その結果を各技術提案者に通知する。また、技術評価結果については、次の事項を公表するものとする。

①技術提案者名

②各技術提案者の技術点

### (2) 技術評価結果の説明要求及び回答

技術提案者は、公表された技術評価結果について、公表した日から起算して5日以内（土日祝日は除く）に書面（任意様式）により、説明を求めることができる。本組合は説明の要求があった場合は、当該技術提案者に、当該書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土日祝日は除く）に書面により回答する。

## 1 4. 契約締結について

### (1) 仕様書等の作成について

管理者は、契約の相手として特定された者に対して、契約内容が技術提案書に基づく内容となっているかについて確認する。具体的な確認方法については、技術提案書に基づく仕様書及び設計書の作成を求めるとともに、契約書に技術提案書が袋とじされているか等、仕様書等作成状況により確認するものとする。

### (2) 契約締結について

契約は、上記（1）の手順を経なければ締結できないものとする。

### (3) 契約条件について

①契約保証金：免除する。

②契約書：契約書に記名押印し、本業務委託の契約締結とする。

③支払条件：契約時の協議による。

④契約無効：契約時に応募資格のない者とは契約できない。

### (4) 契約しない場合の取扱い

契約の相手として特定された者が、正当な理由がなく契約しない場合については、指名停止要綱に基づき指名停止の措置を行う。

## (5) その他

①契約の相手方として特定されたものが、契約締結までの間に指名停止を受けた場合、技術提案書に虚偽記載をしたことが発覚した場合又はその者と契約を締結することが著しく不適当と認められる場合は、当該特定者を失格とし、「11.(4)」により算定された技術点の点数が、次に高い技術提案者を契約の相手方として特定する。

②契約締結後、技術提案書に虚偽記載があったことが発覚した場合は、契約を解除することがある。

③①、②の措置は、管理者が決定するものとする。

## 15. その他留意事項

### (1) 技術提案書の作成

技術提案書は、「ごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理業務委託仕様書(案)」及び「ごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理業務委託設計書(案)」に掲げる業務をすべて網羅する内容とすること。

なお、上記を踏まえて、「3.(6)」に示す予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の範囲内での、技術提案による業務の追加を認める。

### (2) 技術提案書の評価

評価は、技術提案者の技術提案書により評価するものとし、提案内容を超える評価はしない。ただし、提出された様式及び添付資料が不鮮明で読み取れない場合や誤字脱字がある場合などには、事実確認のため、発注者が技術提案者へ問い合わせることがある。なお、業務実績を証明できる書類に不足がある場合は、追加の証明書類(写し)の提出を求めるものとする。

### (3) 実績等の評価に関する取扱い

①企業評価、技術者評価の各評価項目において、照合する本組合資料と相違がある場合は、本組合資料の内容を再精査する。

②発注者は技術提案書の記載内容、挙証資料等で評価を行う。

### (4) 配置技術者の取り扱い

配置技術者の変更は原則として認めない。ただし、契約後に配置技術者が長期病休、退職等の真にやむを得ない事情で、発注者が認めた場合はこの限りではない。

#### ①契約前

技術提案書に記載した配置技術者を配置出来ない場合は、契約できない。

#### ②契約後

契約締結後、やむを得ず配置技術者を変更せざるを得ない場合は、原則とし

て、変更前の配置技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならない。

(5) 履行の確保

業務の履行確認・検査にあたっては、評価した技術提案書の内容を満たしていることを確認するものとする。なお、契約者の提案した技術提案が、当該契約者の責により達成できなかった場合は、技術点を再評価の上、達成度合いに応じた契約金額に減額変更を行うものとする。減額変更の決定は「技術評価委員会」で行うこととする。

(6) 達成度合いに応じた契約金額の算定方法

$$C' = \beta / \alpha \times C$$

C : 当初（変更がある場合には変更後）の契約金額（円）

$\alpha$  : 当初の技術点

$\beta$  : 評価項目における技術提案の達成度合いに応じた再評価点の合計（再評価技術点）

C' : 達成度合いに応じた契約金額（円）

(7) 本募集要項に定めのない事項について

本募集要項に定めのない事項については、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合ごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理業務委託公募型プロポーザル実施要綱及び尾花沢市大石田町環境衛生事業組合ごみ処理施設建設工事に係る設計施工監理業務委託における技術評価委員会設置要領に定めるところによる。

## 技術提案に係る評価テーマについて

評価テーマ 1：品質確保の観点から、主要プラント設備及び建築物の構造耐力上主要な部分において実施すべき設計施工監理の要点

評価テーマ 2：交付対象内外費用区分適正化の観点から実施すべき、事業者において作成される工事費用内訳書の確認審査方法